

社会福祉法人 玉柏会

役員等及び、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 玉柏会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び、評議員選任・解任委員、第三者委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事を指し評議員を合わせて役員等という。

- 2 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものを言う。
- 3 常勤の評議員選任・解任委員とは、評議員選任・解任委員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものを言う。
- 4 報酬とは、職務執行（会議等への出席及び法人又は施設業務のための出席等）の対価として受け取る財産上の利益を言う。
- 5 費用とは、社会福祉法人玉柏会役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員の旅費交通費等に関する規程に準じて支払うものを言う。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 3 役員には、定款第21条に従い、評議員会の決議による金額の範囲内で、報酬を支給する。
- 4 常勤役員には報酬を支給しない。
- 5 常勤の評議員選任・解任委員には報酬を支給しない。
- 6 評議員選任・解任委員及び第三者委員は、評議員会の決議による金額の範囲内で、報酬を支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員等及び議員選任・解任委員・第三者委員に対する報酬総額及び報酬額は、評議員会において決定する。

- 2 役員等の報酬は、別表1に定める額
- 3 評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬は、別表1に定める額

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等が理事会、会議等への出席及び法人又は施設業務のために出席した時は、社会福祉法人玉柏会役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員の旅費交通費等に関する規程に準じて支給することができる。

3 役員等及び常勤役員が、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）については、社会福祉法人玉柏会役員等及び評議員選任・解任委員、第三者委員の旅費交通費等に関する規程に準じて支給することができる。

(報酬の支給日)

第6条 報酬及び費用は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年7月1日から施行

別 表 1

(報酬額)

役 員 等	職務執行対価 (日額)	年間総支払限度額
評議員	15,000円	1,000,000円
理事・監事	15,000円	1,000,000円
第三者委員	15,000円	400,000円
評議員選任 ・解任委員	15,000円	100,000円